

本要望に 対応する 縮減案	—
ページ	1—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブにおいて、機構のリスクマネーの供給拡大を可能とするよう、機構について十分な財務基盤を確保するとされている。 また、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2017」においても、増加するPPP方式でのインフラ整備・運営の要請に積極的に対応していくために、機構の役割を積極的に活用していくこととされている。
	政策の達成目標	機構による支援を通じて、インフラの海外展開を推進する。なお、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブにおいては、世界の膨大なインフラ需要等に対応し、資源価格低迷による経済減速及び将来の資源価格高騰リスクを低減させ、日本企業受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して、約2000億ドルの資金等を供給するとされている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年度～平成31年度）
	同上の期間中の達成目標	機構による支援を通じて、インフラの海外展開を推進する。なお、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブにおいては、世界の膨大なインフラ需要等に対応し、資源価格低迷による経済減速及び将来の資源価格高騰リスクを低減させ、日本企業受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して、約2000億ドルの資金等を供給するとされている。
	政策目標の達成状況	平成26年10月20日の設立以降、機構は9件の支援を決定し、インフラシステムの海外展開支援に一定の役割を果たしている。しかしながら、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブにおいて今後5年間で約2000億ドルの資金等を供給するとされ、これを実現するためには、機構がより一層、その役割を果たしていくことが期待される。
有効性	要望の措置の適用見込み	461百万円の見込み。 （算出根拠） ① 特例措置適用前 資本金額 898.45億円×税率0.525%=472百万円 ② 特例措置適用後 資本金額 20億円×税率0.525%= 11百万円 ③ ①-②=461百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	機構が業務を遂行するに当たり、財政投融资特別会計投資勘定による更なる資本金等の増額が見込まれ、また、平成28年度税制改正により税率が上がる中、機構について従前どおり資本金等の額に対して課税される場合には多額の税負担が生じ、機構の業務遂行のための資本金等が損なわれることから、これを回避する必要がある。本措置を講じることにより、機構において出資のための資金や出資を行うための調査費用を捻出することができ、機構が業務を円滑に行うことが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成30年度財政投融资計画 産業投資 639億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構の資本金等の額に、上記産業投資予算額が加算されて課税標準となる。
	要望の措置の妥当性	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、株式会社地域経済活性化支援機構及び民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。
	ページ	1—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—